マンション管理士制度をご存知ですか?

神奈川県マンション管理士会

マンション管理士は、こんな悩みにお答えします。

- 「初めて役員になったが、管理組合運営の方法が分からない」
- 「マンション管理に無関心な居住者が多く、役員のなり手がいない」
- 「長期滞納者や迷惑居住者への対応に困っている」
- 「ペット問題や駐車場問題を解決したい」
- 「現在の管理会社に不満がある」
- 「管理委託費や修繕工事費の妥当な金額を知りたい」
- 「大規模修繕の進め方、資金計画の立て方を教えてほしい」
- 「管理規約、管理委託契約書を見直したい」
- 「公正中立な立場で建物・設備の劣化診断・工事提案をしてほしい」
- 「新築・中古マンションを購入するときの注意点を知りたい」
- ・・・等々

マンション管理士は、こんな形でお役に立てます。

相談業務

管理組合運営から、建物設備の維持管理、居住者間のトラブル、管理費等の滞納、ペイオフ対策、老朽化マンションの建替えに至るまで、マンション管理に関する幅広い分野の相談を受け、適切な助言をします。

診断業務

建物の劣化診断、耐震診断、付帯設備の調査等を公正中立な立場で行います。管理委託費や修繕工事費が妥当かどうかの調査も行います。

企画提索業務

管理コストの削減、管理規約・管理委託契約・長期修繕計画・管理費等の見直し、大規模修繕、バリアフリー化、 IT化などの提案を行います。

顧問業務

顧問契約により、長期的視野に立って助言します。総会、理事会への出席、現場の巡回、法定点検・工事の立会等もご要望に応じて行います。

管理者業務

管理者に就任し、総会での業務報告や、規約原本・総会議事録の保管、 義務違反者への措置、不法行為に対する損害賠償請求などを行います。

その他業務

新築・中古マンションを購入する際の注意点を、マンション管理の観点から助言します。マンション管理に関する講演もお引き受けします。

マンション管理士とは、

「マンション管理士」は、平成 13年8月に施行された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき誕生した、マンション管理に関する国会を持つ専門家で、管理組合を持つ専門家で、助言・、資地を持つます。また、「発助を行います。の信用と業務をある。 秘密の保持は、同法律によす。 厳格に義務付けられています。

神奈川県マンション管理士会では、

- 1.神奈川県を拠点とする唯一のマンション管理士団体として、県や市町村、関連資格者団体との連携によるマンション管理のあらゆる問題に対応するネットワークの形成を目指しています。
- 2.倫理規程の遵守を徹底し、会員に公正・誠実な業務を義務付けています。
- 3.業務標準の確立により、会員の業務品質レベルを一定の水準に保っています。
- 4.会員向け勉強会の実施により、会員のスキル向上に努めています。

所属会員の氏名、連絡先等をホームページ (http://www.kanagawa-mankanorg/)で公開しています。 相談料、顧問料については個々のマンション管理士にお問い合わせください。

各種お問い合わせは、下記の事務局までお気軽にどうぞ。

神奈川県マンション管理士会

事務局 〒233-0002

設 立: 平成 14年 12月 1日

神奈川県横浜市港南区上大岡西2-6-18

TEL 045-847-0950 月~金 900~1700)

FAX 045-663-8139

e-mail: n fo@ kanagaw a-mankan o rg h ttp://www kanagawa-mankan o rg/

会 長:菅野 安男

会員数:82名 平成15年3月6日現在)